

公益財団法人日本セーリング連盟  
ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程施行細則

1. (ジャッジ経験)

第5条及び第11条にある審判実務経験は、次をいう。

- (1) 所属する団体や連盟が主催または共催するレースにおいて、下記のとおり経験があること。

	B級ジャッジ	A級ジャッジ
認定時	過去2年間で3回以上のジャッジ またはジャッジ補助※1	過去2年間で5回以上
更新時	前回認定(更新)より毎年1回以上、 または過去2年間で3回以上	前回認定(更新)より毎年2回以上、 または過去2年間で5回以上

※1 ここにジャッジ補助とは、プロテスト委員会事務局員またはセーリング競技規則P1.1に基づいてプロテスト委員会により任命されたオブザーバーを指す。

- (2) 連盟が行う、または連盟が認めたジャッジ・セミナーまたはクリニックに出席すること。[このセミナーまたはクリニックへの参加は、前項(1)のジャッジ経験1回相当と置き換えることができる。]  
(3) ルール委員長が特に認めた行事において、一定の実績を有すること。

2. (アンパイア経験)

第5条及び第11条にある審判実務経験は、次をいう。

- (1) World Sailing、または連盟、連盟加盟の団体が主催または共催するレースにおいて、下記のとおり経験があること。

	ナショナル・アンパイア
認定時	過去2年間で5回以上
更新時	前回認定(更新)より毎年1回以上、 または過去2年間で3回以上

- (2) World Sailing、または連盟が行う、あるいは連盟が認めたアンパイア・セミナーまたはクリニックに出席すること。[このセミナーまたはクリニックへの参加は、前項(1)のアンパイア経験1回相当と置き換えることができる。]  
(3) ルール委員長が特に認めた行事にて一定の実績を有すること。

3. (講習会)

認定講習会および更新講習会は、次の日程とする。

	B級ジャッジ	A級ジャッジ	ナショナル・アンパイア
認定時	1日間	2日間	3日間(水上実技を含む)
更新時	半日間	1日間	2日間(水上実技を含む)

4. (新規認定料)

第6条(1)⑤、(2)⑤および(3)⑤、並びに第7条(1)②、(2)②および(3)②に規定する認定料およびその他費用は、次のとおりとする。

- (1) A級ジャッジ 10,000円(講習料 8,500円 + 認定料 1,500円)  
(2) B級ジャッジ 3,000円(講習料 1,500円 + 認定料 1,500円)  
(3) アンパイア 25,000円(講習料 23,500円 + 認定料 1,500円)  
(4) ルール委員長が特に認める場合は、これを減免することができる。

なお、不合格の場合にあっても、上記金額は返還されない。

5. (更新認定料)

第12条(5)に規定する更新認定料およびその他費用は、次のとおりとする。

- (1) A級ジャッジ 4,000円 (講習料 3,500円 + 認定料 500円)
- (2) B級ジャッジ 2,000円 (講習料 1,500円 + 認定料 500円)
- (3) アンパイア 5,000円 (講習料 4,500円 + 認定料 500円)
- (4) ルール委員長が特に認める場合は、これを減免することができる。

附則

- 1. 平成24年12月8日に一部改定し、施行する。
- 2. 2021年1月1日に一部改定し、施行する。
- 3. 2024年5月25日に一部改定し、2025年1月1日から施行する。
- 4. 2026年5月23日に一部改定し、施行する。